

●香川県告示第362号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年7月24日から平成21年8月7日まで本島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年7月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 発起人の住所及び氏名
丸亀市本島町福田396番地 松成 茂
丸亀市広島町立石119番地2 谷本 治夫
丸亀市広島町小手島2483番地20 河田 清一
- 2 加入区の名称
本島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
本島漁業協同組合